

要 請 書



農業農村整備関係予算の確保
東日本大震災からの再生・復興
に関する要請

東北・北海道土地改良事業団体連合会連絡協議会

令和5年6月16日

平素から、東北・北海道管内の農業農村整備事業の推進・東日本大震災からの復興につきまして、格別のご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

現在、国際社会は、地球規模の異常気象、ロシアのウクライナ侵略、世界的な物価高騰など様々な問題に直面しています。

我が国の農業・農村では、これまでも農業従事者の高齢化や減少により、農地や農業用水の管理や営農の継続が困難になるなど様々な問題に直面しているのに加え、燃料価格の上昇に伴う電力料金や資材物価の高騰は、用排水機場等を管理する土地改良区の運営や営農従事者にとって死活問題となっています。

こうした中で、国は、我が国の食料安全保障のリスクの高まりや地球環境問題、海外の市場の拡大など農業を取り巻く情勢の変化に対応するため、制定から約20年経過した農政の根幹である「食料・農業・農村基本法」の見直しに取り組んでおります。

このため、日本の食料安全保障が重要視されるなか、我が国最大の食料供給基地である東北・北海道の農業・農村の持続的な発展を万全なものとするためには、それぞれの地域特性に合った、高い農業生産力を十分に発揮出来る生産基盤を整えることが必要不可欠であります。

加えて、ため池を含む農業水利施設等の老朽化が進む中、大規模自然災害から国民の生命と財産を守るためにも、ため池等の耐震化や農地・農業水利施設を活用した「流域治水」に取り組み、農村地域の防災・減災対策を効果的に推進することが重要となっています。

また、東日本大震災での原子力災害被災地の農業再生に向けて、引き続き、復旧・復興事業を着実に進めていく必要があります。

つきましては、農業農村整備事業の安定的かつ計画的な実施のため、予算の確保や諸施策の推進、大規模自然災害からの復旧・復興に関し、次のとおり要請いたします。

《農業農村整備関係》

1. 農業農村の持続的発展のため、地域の要望に十分応えられる安定した農業農村整備関連予算の確保について

農業競争力と産地収益力の強化のため、農地の大区画化や水田の汎用化を図り、農地の集積・集約化やスマート農業の導入を促す生産基盤の整備等を計画的に推進できるよう、地域の要望に十分応えられる予算額を、令和6年度当初予算で確保すること。

2. 食料・農業・農村基本法の見直しに当たって留意すべき事項について

- (1) 農業の競争力強化や、国産農産物の増産による輸入農産物からの置換え等を図っていくため、「農地の区画の拡大」や排水改良による「水田の汎用化」が引き続き重要であること。
- (2) 農業用水を安定的に確保するため、「農業用排水施設の機能の維持増進」が引き続き重要であり、さらに、頻発する突発事故等を踏まえ、「農業生産の基盤の整備」に加えて、農業生産の基盤の保全管理が重要となっていること。

- (3) 豪雨災害や大規模地震のリスクを踏まえ、農業・農村の防災・減災対策の強化が重要となっていること。
- (4) 中山間地域等直接支払のみならず、基本法制定後に法定化された多面的機能支払が、農地・農業用水の維持等を図る上で重要な役割を果たしていること。
- (5) 農業の生産基盤の整備及び保全管理に関する技術の開発及び普及が重要であること。
- (6) 土地改良区は、食料生産に不可欠な農地・農業用水の整備及び維持管理という公共的役割を果たしており、食料安全保障の強化に向けて、運営体制の強化を図る必要があること。

3. 農業・農村地域の国土強靱化に向けた支援について

農村地域の国土強靱化のため、老朽化したため池を含む農業水利施設の更新・長寿命化対策や豪雨・耐震化対策をより一層推進するとともに、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の予算を十分確保すること。

また、5か年加速化対策終了後も引き続き国土強靱化に向けた対策を講ずること。

なお、流域治水の推進については、地域の実情を踏まえながら農業水利施設の管理者や農業者に過度な負担や責任が生じないよう十分配慮すること。

4. 近年の大規模災害からの復旧・復興に係る支援について

頻発する地震や豪雨等による大規模災害からの復旧・復興を早急かつ加速度的に進めるとともに、査定前着工や原形復旧に止まらない改良復旧、事務手続きの効率化を積極的に推進すること。

5. 土地改良区の運営基盤強化に向けた支援について

土地改良施設の適正な管理と安定的な用水供給等を確保するため、電気料金や燃料価格等の高騰により土地改良区や農業者に大きな負担が生じないように対策を講ずること。

また、土地改良区の運営に参画する人材の多様化を図るため、男女共同参画に向けた取り組みへの支援を充実すること。

6. 水田活用の直接支払交付金の見直しについて

水田活用の直接支払交付金の見直しに伴う水田の畑地化の推進にあたっては、農業経営や土地改良区の運営、維持管理等への影響を踏まえ必要な措置を講ずること。

《東日本大震災関係》

1. 農業・農村再生に必要な予算の確保について

東日本大震災により被災した地域の農業・農村再生に不可欠な復興事業について、第2期復興・創生期間以降も、事業が完了するまでに必要となる予算を確保すること。

東北・北海道土地改良事業団体連合会連絡協議会

会 長 野 上 憲 幸

(青森県土地改良事業団体連合会 会長)

副会長 菊 地 博

(北海道土地改良事業団体連合会 会長理事)

副会長 大 宮 惇 幸

(岩手県土地改良事業団体連合会 会長)

監 事 伊 藤 康 志

(宮城県土地改良事業団体連合会 会長)

監 事 高 貝 久 遠

(秋田県土地改良事業団体連合会 会長)

会 員 佐 貝 全 健

(山形県土地改良事業団体連合会 会長理事)

会 員 齋 藤 善 平

(福島県土地改良事業団体連合会 会長)

